

EAL 番号	カテゴリ	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項 目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準等の解説／原災法施行令第4条・第6 条の項目	現行		見直し案			
				京大解釈	対象施設	京大解釈	対象施設	変更理由	備考
GE42	障壁の喪失（炉心損 傷の検出）	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷 却系の障壁が喪失した場合に おいて、原子炉格納容器の障壁 が喪失するおそれがあるこ と。	以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁 が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失する おそれ なお、本規定については、原子力事業者が "NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels" を参考として 原子力事業者防災業務計画等に詳細を定める ものとする。	【常時】 <KUR> 原子炉室1階の放射線モニタ（KR1, 2, 3）のうち2つ以上のモニタの警報が発報したと き。 <KUCA> 炉室エリアモニタ（ $\gamma$ A, $\gamma$ B, $\gamma$ C）のうち2つ以上のモニタの警報が発報したとき。 ただし、故障や落雷によるノイズ等、外的要因が明確である場合を除く。	KUR KUCA	【常時】 KUR原子炉室1階の放射線モニ タ（KR1, 2, 3）のうち2つ以上 のモニタの警報が発報したとき。	KUR	KUCAにおいて、いかなる条件で あっても炉心損傷の発生は起こり えないため。	判断基準はGE23(原子炉冷却機能 の異常: 炉心損傷の検出)と同じ。 現行GE23ではKUCAは対象外。 [原災法指針では、GE23は「炉 心の損傷の発生を示す原子炉格納 容器内の放射線量を検知するこ と。」となっている。]
AL52	火災爆発等による放 射性物質放出	原子力事業所内の通信のための設 備又は原子力事業所内と原子力 事業所外との通信のための設備の 一部の機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生して いると考えられる。一部の機能が喪失す ることにより、直ちに通信が不可能とな るわけではないが、全ての機能が喪失 する以前に関係者への連絡を行うことが 必要であることから、警戒事態の判断基準 とする。	【高出力(1MWを超える)運転中*1及び停止後24時間以内*2】 研究所内から所外へ固定電話による通信ができないとき。	KUR	【高出力(1MWを超える)運転中 *1と停止後24時間以内*2】 研究所内から所外へ固定電話、携 帯電話、衛星回線等による全ての 通信ができないとき。	KUR	施設の規模を考慮すると固定電話 の通信不能のみで警戒事態と判断 するのは過剰対応であると考え る。一方で、全通信設備が使用不 可となった場合は、異常発生時に おいて外部への通信ができないた め、警戒事態と判断し隣接するオ フサイトセンターからの通信を試 みる。	「原子炉施設内に何らかの異常 が発生していると考えられる」 ため通信設備が使えなくなってい るというロジック。通信設備に影 響を起こすような原子炉施設内の 異常が考えられるのか?も検討す べき。
SE52		原子力事業所内の通信のための設 備又は原子力事業所内と原子力 事業所外との通信のための設備の 全ての機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生して いると考えられ、その異常な状態が把握で きないことから、原子炉施設の安全な状態 が確保されていない状況が想定される ことから施設敷地緊急事態の判断基準とす る。なお、事業所内通信設備の機能喪失につ いては外部への連絡が可能である場合 が考えられるが、外部との通信設備が 全て機能喪失した場合には外部との通信か できない。この場合、車等の交通手段を 用いて関係者への連絡を行うことが考え られる。	【高出力(1MWを超える)運転中*1と停止後24時間以内*2】 研究所内から所外へ固定電話、携帯電話、衛星回線等による全ての通信ができないとき。	KUR	削除	削除		
SE04 GE04	火災爆発等による放 射性物質放出	省略	省略	【常時】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。 <火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> (1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用 サーベイメータにより、5mSv/h以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である 場合であって、その状況に鑑み、5mSv/h以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。 <火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> (1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における 放射能水準が500 $\mu$ Sv/hに相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃 度が検出されたこと。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困 難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋 然性が高いとき。 (略) (注1) 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、 「GE02」で通報する。	KUR KUCA KUFFS SF	防災業務計画においては変更を行 わず、所内での考え方としてマ ニュアル等に定めておく。（緊急 事案対策室とのR3年度訓練後の 面談でもマニュアル等に定めるこ とで合意）	KUR KUCA KUFFS SF	なし	「蓋然性が高い」と判断する基準 が必要。例えば、炉室外で○ mSv/hの放射線量あるいは○ *10mSvの放射性物質濃度を検 出、など。 敷地外への影響をファクターとし て決めておく。 ERC他、所外への説明のため、マ ニュアル等の文書として定めてお く方がよいと考える。

AL番号	内容	対象施設	AL解除の目安
AL11	原子炉停止機能の異常	KUR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KURが停止状態（高出力運転の停止後24時間を経過している状態）にあること。</li> <li>・ 放射性物質あるいは放射線の漏出がない（停止している）こと。</li> </ul>
AL21	原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	KUR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KURが停止状態（高出力運転の停止後24時間を経過している状態）にあること。</li> <li>・ 放射性物質あるいは放射線の漏出がない（停止している）こと。</li> </ul>
AL51	制御室に関する異常	KUR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KURが停止状態（高出力運転の停止後24時間を経過している状態）にあること。</li> <li>・ 放射性物質あるいは放射線の漏出がない（停止している）こと。</li> </ul>
AL52	事業所内通信設備又は外部への通信設備の一部喪失	KUR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KURが停止状態（高出力運転の停止後24時間を経過している状態）にあること。</li> <li>・ 放射性物質あるいは放射線の漏出がない（停止している）こと。</li> </ul>
AL53	火災又は溢水の発生のおそれ	KUR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KURが停止状態（高出力運転の停止後24時間を経過している状態）にあること。</li> <li>・ 放射性物質あるいは放射線の漏出がない（停止している）こと。</li> </ul>
AL	震度6弱以上の地震、大津波警報、その他の外部事象	KUR KUCA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KURが停止状態（高出力運転の停止後24時間を経過している状態）にあること。</li> <li>・ KURおよびKUCAにおいて放射性物質あるいは放射線の漏出がない（停止している）こと。</li> <li>・ 上記の条件に加え、地震、津波を含めた外部事象による原子炉施設への影響がないと判断したとき。</li> </ul>